

令和元年第7回 美里町農業委員会会議録

令和元年7月11日

令和元年第7回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎大会議室に招集する。

出席委員

1番 奥村 智 3番 永田末廣 4番 善積邦昭 5番 長木一美
6番 松村新二 7番 田中 豊 8番 吉坂美佐子 9番 松田政明
10番 吉田美好

欠員 1名

事務局

事務局長 富永英司 書記 安達浩一 上村海晴

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局長（富永英司君）こんにちは。只今から令和元年第7回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長（吉田美好君）それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は全員出席でございますので、美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、7番田中委員、8番吉坂委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第19号農地法第3条の規定による許可申請農業委員会許可分番号1から番号4について、事務局より補足の説明はありますか。

事務局（上村海晴君）はい、それでは、議案第19号番号1から番号6について、続けて補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は高齢で農地の管理が出来ておらず、譲受人が経営拡張を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして、番号2の説明をいたします。番号2は、譲渡人は仕事をされており、農地の管理が困難であるため、譲受人が経営拡張を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして、番号3の説明をいたします。番号3は、譲渡人は自宅から距離が有り農地の管理が困難な為、譲受人が経営拡張を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして、番号4の説明をいたします。番号4は、譲渡人は高齢で労力不足の為、譲受人が経営拡張を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして、番号5の説明をいたします。番号5は、譲受人の要望で、農業経営の規模拡大と効率化を図る為、双方合意により所有権移転売買での申請をされました。続きまして、番号6の説明をいたします。番号6は、譲渡人が農地の管理が困難であり、譲受人は農業経営の規模拡大と効率化を図る為、双方合意により所有権移転売買での申請をされました。また、番号1から番号6のいずれも下限面積要件並びに周辺地域における効率的かつ総合的な農地利用の確保について支障を生じるおそれの有無など農地法第3条第2項の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。以上で事務局より、番号1から番号6の補足の説明を終わります。それでは、議案第19号番号1を議題とし、内容の説明を9番松田委員に求めます。

9番（松田政明君）はい。議案第19号、番号1、・・・・・・・・・・・・。以上です。

会長（吉田美好君）以上で議案第19号番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会 長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請農業委員会許可分番号 1 は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君） 全員賛成と認めます。よって、議案第 19 号番号 1 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 19 号番号 2 を議題とし、内容の説明を 9 番松田委員に求めます。

9 番（松田政明君） はい。議案第 19 号、番号 2、・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君） 以上で議案第 19 号番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君） 全員賛成と認めます。よって、議案第 19 号番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 19 号番号 3 を議題とし、内容の説明を 9 番松田委員に求めます。

9 番（松田政明君） 議案第 19 号、番号 3、・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君） 以上で議案第 19 号番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請農業委員会許可分番号 3 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君） 全員賛成と認めます。よって、議案第 19 号番号 3 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 19 号番号 4 を議題とし、内容の説明を 9 番松田委員に求めます。

9 番（松田政明君） はい。議案第 19 号番号 4、・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君） 以上で議案第 19 号番号 4 の内容説明を終わります。それでは番号 4 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請農業委員会許可分番号 4 は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君） 全員賛成と認めます。よって、議案第 19 号番号 4 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 19 号番号 5 を議題とし、内容の説明を 5 番長木委員に求めます。

5番（長木一美君）はい。議案第19号番号5、・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会長（吉田美好君）以上で議案第19号番号5の内容説明を終わります。それでは番号5について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第19号農地法第3条の規定による許可申請農業委員会許可分番号5は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第19号番号5は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第19号番号6を議題とし、内容の説明を7番田中委員に求めます。

7番（田中豊君）はい。議案第19号番号6、・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会長（吉田美好君）以上で議案第19号番号6の内容説明を終わります。それでは番号6について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第19号農地法第3条の規定による許可申請農業委員会許可分番号6は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第19号番号6は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第20号農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号1を議題とし、内容の説明を5番長木委員に求めます。

5番（長木一美君）はい。議案第20号番号1、・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（安達浩一君）はい、それでは補足の説明をいたします。まず土地の選定理由ですが、借人が太陽光発電施設を目的に申請地の地権者から賃貸借権にて20年間借入れられました。次に造成計画ですが、10cm程の土砂を入れ整地する計画となっております。また、排水計画は自然浸透で処理する計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は中央庁舎から300m内の第3種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長（吉田美好君）以上で議案第20号番号1の内容説明を終わります。早速議案第20号番号1のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 20 号農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 1 は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 20 号番号 1 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 20 号農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 2 を議題とし、内容の説明を 5 番長木委員に求めます。

5 番（長木一美君）はい。議案第 20 号番号 2、・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（安達浩一君）はい、それでは補足の説明をいたします。まず土地の選定理由ですが借人が太陽光発電施設を目的に申請地の地権者から賃貸借権にて 20 年間借入られました。次に造成計画ですが、10cm 程の土砂を入れ整地する計画となっております。また、排水計画は自然浸透並びに敷地北側及び西側にある排水溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は中央庁舎から 300m 内の第 3 種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 20 号番号 2 の内容説明を終わります。早速議案第 20 号番号 2 のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 20 号農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 2 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 20 号番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 20 号農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 3 を議題とし、内容の説明を 5 番長木委員に求めます。

5 番（長木一美君）はい。議案第 20 号番号 3、・・・・・・・・・・・・。補足の説明をさせていただきます。添付資料 1 をご覧ください。申請番号 2 と申請番号 3 の間に空白があるかと思いますが、そちらはすでに太陽光が設置されております。以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（安達浩一君）はい、それでは補足の説明をいたします。長木委員からご説明がありました通り申請番号 1 と申請番号 3 の間にはすでに太陽光が設置されておりますが、申請番号 3 の横にも平成 26 年にすでに太陽光が設置されておりますの

で、こちらには4筆太陽光が並ぶ事になります。続きまして土地の選定理由ですが借人が太陽光発電施設を目的に申請地の地権者から賃貸借権にて20年間借入られました。次に造成計画ですが、10cm程の土砂を入れ整地する計画となっております。また、排水計画は自然浸透並びに敷地北側にある排水溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われまます。なお、当該申請農地は中央庁舎から300m内の第3種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第20号番号3の内容説明を終わります。早速議案第20号番号3のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい。7番田中委員。

7番（田中豊君）はい。今回の申請は借り人が全て異なりますが、3件同時に出されたのには何か理由が有るのですか。

事務局（安達浩一君）はい。申請番号3の借人は、申請番号1の借人の奥様だと思われまます。

5番（長木一美君）それから申請番号2の借人は申請番号1の借人の仲介業者をされております。

会 長（吉田美好君）他にございませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めまます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第20号農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号3は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めまます。よって議案第20号番号3は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第20号農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号4を議題とし、内容の説明を1番奥村委員に求めまます。

1番（奥村智君）はい。議案第20号番号4、・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありますか。

事務局（安達浩一君）はい、それでは補足の説明をいたします。まず土地の選定理由ですが、譲受人が資材置場、駐車場を目的に選定されました。次に造成計画ですが、土砂を入れ整地する計画となっております。また、排水計画は自然浸透並びに既設道路側溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われまますが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画

ですが、通帳の写しが添付されており、資金計画には問題ないものと思われます。なお、当該申請農地は第1種農地ですが、集落接続で許可要件を満たしている為、転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。以上で議案第20号番号4の内容説明を終わります。早速議案第20号番号4のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第20号農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号4は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第20号番号4は、原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。

休会 午後2時00分

全 員 協 議 会

1. 研修先について

本会議 午後2時25分

会長（吉田美好君） それでは協議会を本会議に切り替えて本日の会議はこれを持ちまして閉会させていただきます。有難うございました。

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印